

# 電気通信大学社会連携センター規程

平成21年 4月 1日

改正

平成22年 4月20日

平成23年 2月28日

平成24年 5月22日

平成25年 4月23日

平成26年 2月26日

平成26年 5月21日

平成30年 3月30日

平成31年 3月28日

令和 3年 3月31日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第23条第2項の規定に基づき、電気通信大学社会連携センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、電気通信大学（以下「本学」という。）の有する知的資源を地方公共団体やNPO等に還元し、地域社会の活性化に貢献するとともに、地域社会との連携を通して本学の教育研究の活性化及び深化を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 社会連携に関する企画及び運営に関すること。
- (2) 社会連携に関し、本学における総括及び連絡調整に関すること。
- (3) 地域社会に対する窓口に関すること。
- (4) その他社会連携活動に関すること。

(室の設置)

第4条 センターに、次の各号に掲げる室を置く。

- (1) 社会連携企画室
- (2) 地域学習推進室
- (3) 青少年科学教育推進室
- (4) ボランティア推進室

2 この規程に定めるもののほか、室の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(組織)

第5条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 社会連携スタッフ

(センター長)

第6条 センターに、センター長を置き、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第7条 学長が必要と認めるときは、副センター長を置き、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、副センター長の任期の末日は、センター長の任期の末日以前でなければならない。

(社会連携スタッフ)

第8条 社会連携スタッフは、センター長の推薦に基づき、学長が命ずる。

2 社会連携スタッフの任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 社会連携スタッフには、特任教員又は客員教員として、役員又は職員以外の者を加えることができる。

(地域連携活動推進員)

第9条 第5条に定める者のほか、役員又は職員以外の者で、センターが行う地域貢献事業に協力して推進する者を、地域連携活動推進員として置くことができる。

2 前項の地域連携活動推進員は、センター長の推薦に基づき学長が委嘱する。

3 地域連携活動推進員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第10条 センターに、センターの管理運営及び事業に関する具体的事項を審議するため、電気通信大学社会連携センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第11条 センターの事務は、総務部総務企画課広報・基金・卒業生室が行う。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、センターについて必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月23日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年5月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。